

令和4年2月24日開会

令和4年3月

市議会定例会議案書

寝屋川市

目 次

番 号	案 件	頁
報 告 第 2 号	専決処分の報告（令和3年度寝屋川市一般会計補正予算（第13号））	別冊
報 告 第 3 号	専決処分の報告（有功者の選定）	1
議 案 第 2 号	寝屋川市手数料条例の一部改正	4
議 案 第 3 号	令和3年度寝屋川市一般会計補正予算（第14号）	別冊
議 案 第 4 号	令和3年度寝屋川市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）	別冊
議 案 第 5 号	令和3年度寝屋川市介護保険特別会計補正予算（第4号）	別冊
議 案 第 6 号	工事請負契約の締結	13
議 案 第 7 号	公平委員会委員の選任	14
議 案 第 8 号	寝屋川市個人情報保護条例の一部改正	18
議 案 第 10 号	寝屋川市職員の育児休業等に関する条例の一部改正	20
議 案 第 11 号	認定こども園への移行を図るための寝屋川市立幼稚園条例及び寝屋川市立保育所条例の一部改正	22
議 案 第 12 号	寝屋川市立子育てリフレッシュ館条例の一部改正	25
議 案 第 13 号	寝屋川市国民健康保険条例の一部改正	27
議 案 第 14 号	寝屋川市消防団員等公務災害補償条例の一部改正	33

番 号	案 件	頁
議案第 15 号	令和 4 年度寝屋川市一般会計予算	別冊
議案第 16 号	令和 4 年度寝屋川市国民健康保険特別会計予算	別冊
議案第 17 号	令和 4 年度寝屋川市介護保険特別会計予算	別冊
議案第 18 号	令和 4 年度寝屋川市後期高齢者医療特別会計予算	別冊
議案第 19 号	令和 4 年度寝屋川市公共用地先行取得事業特別会計 予算	別冊
議案第 20 号	令和 4 年度寝屋川市母子父子寡婦福祉資金貸付金特 別会計予算	別冊
議案第 21 号	令和 4 年度寝屋川市水道事業会計予算	別冊
議案第 22 号	令和 4 年度寝屋川市下水道事業会計予算	別冊
議案第 23 号	包括外部監査契約の締結	35
議案第 24 号	市道の廃止	36
議案第 25 号	市道の認定	37

専 決 処 分 の 報 告

有功者の選定について、別紙のとおり令和4年2月4日専決処分したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第3項の規定により報告し、その承認を求める。

令和4年2月24日提出

寝屋川市長 広瀬慶輔

推 薦 書

住 所 [REDACTED]
氏 名 故 増 田 松 太 郎 (ますだ まつたろう)
生 年 月 日 [REDACTED]
年 齢 [REDACTED]

功績のあった職歴

寝屋川市防犯協会防犯委員 39年10月
〔 寝屋川市防犯協会副会長 1年11月 〕
〔 寝屋川市防犯協会会長 13年8月 〕

功 績 内 容

昭和57年4月から39年10月間にわたり寝屋川市防犯協会の防犯委員として、そのうち13年8月間は同協会会長として、防犯意識の向上と地域における防犯活動の強化に粉骨砕身して積極的に取り組み、市民が安心して暮らすことのできる安全な地域づくりの推進に格別顕著な功労があった。

職 名	在 職 期 間
寝屋川市防犯協会防犯委員 〔 寝屋川市防犯協会副会長 寝屋川市防犯協会会長 〕	昭和57年4月1日～令和4年2月3日 平成18年6月9日～平成20年5月30日 平成20年5月30日～令和4年2月3日

{ 参 考 }

職 名	在 職 期 間
公益社団法人大阪府防犯協会連合会 理事	平成24年5月31日～令和2年5月31日

議案第 2 号

寝屋川市手数料条例の一部改正

寝屋川市手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和4年2月24日提出

寝屋川市長 広瀬慶輔

寝屋川市手数料条例の一部を改正する条例

寝屋川市手数料条例（平成 12 年寝屋川市条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 12 条第 1 号中「第 3 項」を「第 5 項」に改め、同号の表を次のように改める。

区 分			金 額
認定の申請	床面積の合計	住 宅	
1 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成 11 年法律第 81 号。以下この条において「品確法」という。）第 6 条の 2 第 5 項に規定する確認書又は住宅性能評価書が交付された一戸建ての住宅又は併用住宅に係るもの		新築基準が適用される住宅	13,000 円
		増改築基準が適用される住宅	17,400 円
2 品確法第 6 条の 2 第 5 項に規定する確認書又は住宅性能評価書が交付された共同住宅等（併用住宅を除く。）	500 平方メートル以内のもの	新築基準が適用される住宅	21,300 円
		増改築基準が適用される住宅	29,600 円
	500 平方メートルを超え、1,000	新築基準が適用される住宅	35,300 円

以下この条において 同じ。)に係るもの	平方メートル以 内のもの	増改築基準が適 用される住宅	49,900円
	1,000平方メー トルを超え、	新築基準が適用 される住宅	55,200円
	3,000平方メー トル以内のもの	増改築基準が適 用される住宅	77,000円
	3,000平方メー トルを超え、	新築基準が適用 される住宅	97,500円
	5,000平方メー トル以内のもの	増改築基準が適 用される住宅	136,400円
	5,000平方メー トルを超え、	新築基準が適用 される住宅	163,400円
	10,000平方メー トル以内のもの	増改築基準が適 用される住宅	228,000円
	10,000平方メー トルを超えるも の	新築基準が適用 される住宅	279,700円
		増改築基準が適 用される住宅	387,200円
	3 その他の一戸建 ての住宅又は併用 住宅に係るもの	新築基準が適用 される住宅	73,600円
増改築基準が適 用される住宅		108,700円	
4 その他の共同住 宅等に係るもの	500平方メー トル以内のもの	新築基準が適用 される住宅	130,000円
		増改築基準が適 用される住宅	192,700円

500 平方メートルを超え、1,000 平方メートル以内のもの	新築基準が適用される住宅	207,000 円
	増改築基準が適用される住宅	307,300 円
1,000 平方メートルを超え、3,000 平方メートル以内のもの	新築基準が適用される住宅	408,100 円
	増改築基準が適用される住宅	606,300 円
3,000 平方メートルを超え、5,000 平方メートル以内のもの	新築基準が適用される住宅	730,000 円
	増改築基準が適用される住宅	1,085,000 円
5,000 平方メートルを超え、10,000 平方メートル以内のもの	新築基準が適用される住宅	1,255,000 円
	増改築基準が適用される住宅	1,865,500 円
10,000 平方メートルを超えるもの	新築基準が適用される住宅	2,323,700 円
	増改築基準が適用される住宅	3,453,000 円

備考

- この表中の用語の意義は、長期優良住宅の普及の促進に関する法律、長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則（平成 21 年国土交通省令第 3 号）及び長期使用構造等とするための措置及び維持保全の方法の基準（平成 21 年国土交通省告示第 209 号。以下この号において「告示」という。）における用語の意義とする。
- 備考 1 の規定にかかわらず、「床面積の合計」とは、認定の申請に係る認

定対象建築物（告示第2の5に規定する認定対象建築物をいう。）の床面積の合計をいう。

3 床面積の算定方法は、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第2条第1項第3号に定めるところによる。

4 「併用住宅」とは、住宅以外の用途に供する部分及び住宅の用途に供する部分から成る一戸の住宅で、床面積の合計のうち住宅以外の用途に供する部分の床面積が50平方メートル以内のものをいう。

第12条第6号の表を次のように改める。

区 分			金 額	
変更の認定 の申請	床面積の 合計	住 宅		
1 品確法第6 条の2第5項 に規定する確 認書又は住宅 性能評価書が 交付された一 戸建ての住宅 又は併用住宅 に係るもの		新築基準が 適用される 住宅	1,900円	
		増改築基準 が適用され る住宅	2,700円	
2 品確法第6 条の2第5項 に規定する確 認書又は住宅 性能評価書が 交付された共 同住宅等に係 るもの	500平方メ ートル以内 のもの	新築基準が 適用される 住宅	3,700円	変更の内容が 認定対象住戸 全体に及ばな い場合 この 表に掲げる金 額を認定対象 住戸全ての数 で除して得た
		増改築基準 が適用され る住宅	5,600円	
	500平方メ	新築基準が	6,500円	

一トルを超え、1,000平方メートル以内のもの	適用される住宅		額（その金額に100円未満の端数がある場合は、これを100円に切り上げた額）に当該変更の認定の内容が及ぶ認定対象住戸の数を乗じて得た額。ただし、その額がこの表に掲げる金額を超える場合にあっては、この表に掲げる金額とする。
	増改築基準が適用される住宅	9,900円	
1,000平方メートルを超え、3,000平方メートル以内のもの	新築基準が適用される住宅	9,500円	
	増改築基準が適用される住宅	14,300円	
3,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの	新築基準が適用される住宅	17,500円	
	増改築基準が適用される住宅	26,300円	
5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	新築基準が適用される住宅	29,800円	
	増改築基準が適用される住宅	44,800円	
10,000平方メートルを超えるもの	新築基準が適用される住宅	49,300円	
	増改築基準	74,100円	

		が適用される住宅		
3 その他の一戸建ての住宅又は併用住宅に係るもの		新築基準が適用される住宅	12,700円	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第6項第4号から第6号までに掲げる事項のみの変更の場合 2,300円
		増改築基準が適用される住宅	18,900円	
4 その他の共同住宅等に係るもの	500平方メートル以内のもの	新築基準が適用される住宅	23,300円	ア 変更の内容が認定対象住戸全体に及ばない場合 この表に掲げる金額を認定対象住戸全ての数で除して得た額（その金額に100円未満の端数がある場合は、これを100円に切り上げた額）に当該
		増改築基準が適用される住宅	35,100円	
	500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	新築基準が適用される住宅	37,700円	
		増改築基準が適用される住宅	56,600円	
1,000平方メートルを超え、3,000	新築基準が適用される住宅	73,800円		

平方メートル以内のもの	増改築基準が適用される住宅	110,900円	変更の認定の内容が及ぶ認定対象住戸の数を乗じて得た額。ただし、その額がこの表に掲げる金額を超える場合にあっては、この表に掲げる金額とする。 イ 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第6項第4号から第6号までに掲げる事項のみの変更の場合 2,300円
3,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの	新築基準が適用される住宅	134,500円	
	増改築基準が適用される住宅	201,800円	
5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	新築基準が適用される住宅	233,800円	
	増改築基準が適用される住宅	350,800円	
10,000平方メートルを超えるもの	新築基準が適用される住宅	431,600円	
	増改築基準が適用される住宅	647,500円	

備考

第1号の表の備考の規定は、この表についても適用する。

第12条第7号中「第9条第1項」の次に「又は第3項」を加え、同条第9号中

「第3項」を「第5項」に改め、「第9条第1項」の次に「若しくは第3項」を加え、同条に次の1号を加える。

- (10) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第18条第1項の許可の申請に対する審査 1件につき160,000円

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の寝屋川市手数料条例第12条第1号及び第6号の規定は、この条例の施行の日以後にされる長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第1項から第5項までの規定による認定の申請及び同法第8条第1項の変更の認定の申請（以下「認定の申請等」という。）に係る手数料について適用し、同日前にされた認定の申請等に係る手数料については、なお従前の例による。

工 事 請 負 契 約 の 締 結

次のとおり工事請負契約を締結する。

令和4年2月24日提出

寝屋川市長 広瀬 慶 輔

- | | | |
|---|---------|---|
| 1 | 工 事 名 | ストックヤード整備工事 |
| 2 | 工 事 場 所 | 大阪府寝屋川市寝屋南一丁目2番1号 |
| 3 | 工 事 概 要 | (1) 建築工事 一式
(2) 電気設備工事 一式
(3) 機械設備工事 一式 |
| 4 | 契 約 方 法 | 制限付一般競争入札 |
| 5 | 契 約 金 額 | 金 208,535,800円
(内消費税及び地方消費税の額 18,957,800円) |
| 6 | 支 払 方 法 | 前金払 する
部分払 しない
残金払 工事完成引渡し後 |
| 7 | 工 期 | 着 工 令和4年 月 日
完 成 令和4年9月30日 |
| 8 | 契約の相手方 | 大阪府寝屋川市清水町6番24号
昌栄建設株式会社
代表取締役 須田 誠 治 |

公平委員会委員の選任

次の者を公平委員会委員に選任したいので、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 9 条の 2 第 2 項の規定により同意を求める。

令和 4 年 2 月 24 日提出

寝屋川市長 広瀬 慶輔

住 所

氏 名

松本 勉（まつもと つとむ）

理 由

公平委員会委員 松本勉 が、令和 4 年 3 月 29 日任期満了のため、引き続き選任したい。

※ 任期 4 年（地方公務員法第 9 条の 2 第 10 項）

履 歴 書

本 籍
住 所
氏 名
生 年 月 日

松 本 勉 (まつもと つとむ)

学 歴

昭和 47 年 5 月 慶応義塾大学経済学部 卒業
昭和 51 年 3 月 慶応義塾大学法学部 卒業
昭和 52 年 3 月 慶応義塾大学大学院法学研究科修士課程 中退

職 歴

昭和 52 年 4 月 司法研修所 入所
昭和 54 年 3 月 同 上 終了
昭和 54 年 4 月 真砂泰三法律事務所 入所
昭和 56 年 3 月 同 上 退所
昭和 56 年 4 月 関西法律特許事務所 入所
昭和 59 年 3 月 同 上 退所
昭和 59 年 4 月 松本勉法律事務所 開設
現在に至る

公 職 歴 等

自 平成 6 年 3 月 日本弁護士連合会代議員
至 平成 7 年 4 月

自	平成 13 年 4 月	大阪弁護士会常議員
至	平成 14 年 3 月	
自	平成 13 年 6 月	大阪府寝屋川警察署協議会委員
至	平成 17 年 6 月	
自	平成 14 年 3 月	寝屋川市公平委員会委員
至	現 在	
自	平成 14 年 7 月	枚方寝屋川消防組合公平委員会委員
至	平成 17 年 7 月	
自	平成 14 年 11 月	淀川左岸用排水管理組合公平委員会委員
至	平成 18 年 3 月	
自	平成 15 年 4 月	大阪府都市競艇組合公平委員会委員
至	平成 18 年 3 月	
自	平成 16 年 7 月	北河内 4 市リサイクル施設組合公平委員会委員
至	現 在	
自	平成 16 年 10 月	人権擁護委員
至	現 在	
自	平成 20 年 4 月	大阪家庭裁判所家事調停委員
至	令和 2 年 3 月	
自	平成 21 年 7 月	枚方寝屋川消防組合公平委員会委員
至	現 在	
自	平成 27 年 8 月	登録政治資金監査人
至	現 在	

賞 罰

平成 24 年 5 月	寝屋川市表彰（感謝状）
平成 28 年 10 月	公平委員会制度 65 周年記念総務大臣表彰
平成 30 年 10 月	全国公平委員会連合会表彰

議案第 8 号

寝屋川市個人情報保護条例の一部改正

寝屋川市個人情報保護条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和4年2月24日提出

寝屋川市長 広瀬慶輔

寝屋川市条例第 号

寝屋川市個人情報保護条例の一部を改正する条例

寝屋川市個人情報保護条例（平成9年寝屋川市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第2条第3項」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第2項」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

議案第 10 号

寝屋川市職員の育児休業等に関する条例 の一部改正

寝屋川市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり
制定する。

令和4年2月24日提出

寝屋川市長 広瀬慶輔

寝屋川市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

寝屋川市職員の育児休業等に関する条例（平成4年寝屋川市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号ア中(7)を削り、(イ)を(7)とし、(ウ)を(イ)とする。

第8条中「地方公務員法」を「地方公務員法（昭和25年法律第261号）」に改める。

第19条第2号を次のように改める。

(2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して市長が定める非常勤職員以外の非常勤職員

第23条を第25条とし、第22条の次に次の2条を加える。

（妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等）

第23条 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第24条 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 職員に対する育児休業に係る研修の実施

(2) 育児休業に関する相談体制の整備

(3) 前2号に掲げるもののほか、育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

認定こども園への移行を図るための寝屋 川市立幼稚園条例及び寝屋川市立保育所 条例の一部改正

認定こども園への移行を図るための寝屋川市立幼稚園条例及び寝屋川市立保育所条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和4年2月24日提出

寝屋川市長 広瀬慶輔

寝屋川市条例第 号

認定こども園への移行を図るための寝屋川市立幼稚園条例及び寝屋川市立保育所条例の一部を改正する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援の推進の一環として、『寝屋川市の就学前教育・保育の推進（市立幼稚園・保育所再編実施計画）』（令和3年9月策定）に基づき、令和6年度における寝屋川市立中央幼稚園及びコスモス保育所の認定こども園（幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。）への移行（寝屋川市立中央幼稚園及びコスモス保育所を廃止して認定こども園に移行することをいう。）並びに寝屋川市立南幼稚園及びあざみ保育所の認定こども園への移行（寝屋川市立南幼稚園及びあざみ保育所を廃止して認定こども園に移行することをいう。）の実現を図るため、寝屋川市立幼稚園条例（昭和47年寝屋川市条例第37号）及び寝屋川市立保育所条例（昭和43年寝屋川市条例第2号）の一部を改正するとともに、当該認定こども園への移行に係る措置について定めるものとする。

(寝屋川市立幼稚園条例の一部改正)

第2条 寝屋川市立幼稚園条例の一部を次のように改正する。

別表寝屋川市立中央幼稚園の項及び寝屋川市立南幼稚園の項を削る。

(寝屋川市立保育所条例の一部改正)

第3条 寝屋川市立保育所条例の一部を次のように改正する。

別表コスモス保育所の項及びあざみ保育所の項を削る。

(認定こども園への移行に係る措置)

第4条 第1条に規定する認定こども園への移行を踏まえ、教育委員会は、当該幼稚園について、令和5年度に新たに入園する幼児の募集を行わないものとする。

2 第1条に規定する認定こども園への移行に当たっては、当該保育所に入所している児童の福祉を確保する観点から、市長は、令和5年度において現に当該保育所に入所している児童の保護者が希望する場合には、その児童（当該認定こども園の入園資格を有する者に限る。）が当該認定こども園に入園することができるよう、必要な措置を講ずるものとする。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第4条の規定は、公布の日から施行する。

議案第 12 号

寝屋川市立子育てリフレッシュ館条例の 一部改正

寝屋川市立子育てリフレッシュ館条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和4年2月24日提出

寝屋川市長 広瀬 慶 輔

寝屋川市条例第 号

寝屋川市立子育てリフレッシュ館条例の一部を改正する条例

寝屋川市立子育てリフレッシュ館条例（平成29年寝屋川市条例第33号）の一部を次のように改正する。

別表第1備考中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

- 3 前号のほか、市内に住所を有する、多子世帯における第二子以降の子ども（2人以上の子がいる世帯に属する、最年長の子以外の子どもをいう。）は、無料とする。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

議案第 13 号

寝屋川市国民健康保険条例の一部改正

寝屋川市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和4年2月24日提出

寝屋川市長 広瀬慶輔

寝屋川市国民健康保険条例の一部を改正する条例

寝屋川市国民健康保険条例（昭和 34 年寝屋川市条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

第 19 条の 5 及び第 22 条の 2 中「610,000 円」を「620,000 円」に改める。

附則第 37 項中「附則第 35 項第 1 号」を「附則第 36 項第 1 号」に、「附則第 35 項第 2 号」を「附則第 36 項第 2 号」に改め、附則第 38 項中「附則第 35 項第 3 号ア」を「附則第 36 項第 3 号ア」に改め、附則第 40 項中「附則第 38 項第 1 号」を「附則第 39 項第 1 号」に、「附則第 38 項第 2 号」を「附則第 39 項第 2 号」に改め、附則第 41 項中「附則第 38 項第 3 号ア」を「附則第 39 項第 3 号ア」に改める。

附則に次の 7 項を加える。

（令和 4 年度分の保険料率の特例）

43 令和 4 年度分の一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率は、第 19 条第 1 項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 所得割 一般被保険者に係る基礎賦課総額の 1,000 分の 474 に相当する額を基礎控除後の総所得金額等（令第 29 条の 7 第 2 項第 4 号ただし書に規定する場合にあつては、法施行規則第 32 条の 9 に規定する方法により補正された後の金額とする。）の総額で除して得た数

(2) 被保険者均等割 一般被保険者に係る基礎賦課総額の 1,000 分の 342 に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の 2 か年度の各年度における一般被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額

(3) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定める額

ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯 一般被保険者に係る基礎賦課総額の 1,000 分の 184 に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の 2 か年度の各年度における一般被保険者が属する世帯の数等を勘案して算定した数から特定世帯の数に 2 分の 1 を乗じて得た数と特定継続世帯の数に

4分の1を乗じて得た数との合計数を控除した数で除して得た額

イ 特定世帯 アに定める額に2分の1を乗じて得た額

ウ 特定継続世帯 アに定める額に4分の3を乗じて得た額

44 令和4年度分の退職被保険者等に係る基礎賦課額の所得割額の算定及び被保険者均等割額に関する第19条の3及び第19条の4の規定の適用については、第19条の3中「市町村標準保険料率のうち、基礎賦課額の保険料率における所得割の率」とあるのは「附則第43項第1号に掲げる所得割の保険料率」と、第19条の4中「市町村標準保険料率のうち、基礎賦課額の保険料率における被保険者均等割の額」とあるのは「附則第43項第2号に掲げる額」とする。

45 令和4年度分の退職被保険者等に係る基礎賦課額の世帯別平等割額については、第19条の4の2の規定にかかわらず、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 次号又は第3号に掲げる世帯以外の世帯 附則第43項第3号アに定める額

(2) 退職被保険者特定世帯 前号に定める額に2分の1を乗じて得た額

(3) 退職被保険者特定継続世帯 第1号に定める額に4分の3を乗じて得た額

46 令和4年度分の一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、第19条の5の5の規定にかかわらず、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 所得割 後期高齢者支援金等賦課総額の1,000分の474に相当する額を一般被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等（令第29条の7第3項第4号ただし書に規定する場合にあつては、法施行規則第32条の9の2に規定する方法により補正された後の金額とする。）の総額で除して得た数

(2) 被保険者均等割 後期高齢者支援金等賦課総額の1,000分の342に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2か年度の各年度における一般被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額

(3) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定める額

ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の1,000分の184に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2か年度の各年度における一般被保険者が属する世帯の数等を

勘案して算定した数から特定世帯の数に2分の1を乗じて得た数と特定継続世帯の数に4分の1を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額

イ 特定世帯 アに定める額に2分の1を乗じて得た額

ウ 特定継続世帯 アに定める額に4分の3を乗じて得た額

47 令和4年度分の退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額の所得割額の算定及び被保険者均等割額に関する第19条の5の7及び第19条の5の8の規定の適用については、第19条の5の7中「市町村標準保険料率のうち、後期高齢者支援金等賦課額の保険料率における所得割の率」とあるのは「附則第46項第1号に掲げる所得割の保険料率」と、第19条の5の8中「市町村標準保険料率のうち、後期高齢者支援金等賦課額の保険料率における被保険者均等割の額」とあるのは「附則第46項第2号に掲げる額」とする。

48 令和4年度分の退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額の世帯別平等割額については、第19条の5の9の規定にかかわらず、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 次号又は第3号に掲げる世帯以外の世帯 附則第46項第3号アに定める額

(2) 退職被保険者特定世帯 前号に定める額に2分の1を乗じて得た額

(3) 退職被保険者特定継続世帯 第1号に定める額に4分の3を乗じて得た額

49 令和4年度分の介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額の保険料率は、第19条の9の規定にかかわらず、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 所得割 介護納付金賦課総額の1,000分の474に相当する額を介護納付金賦課被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等（令第29条の7第4項第4号ただし書に規定する場合にあつては、法施行規則第32条の10に規定する方法により補正された後の金額とする。）の総額で除して得た数

(2) 被保険者均等割 介護納付金賦課総額の1,000分の526に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2か年度の各年度における介護納付金賦課被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の寝屋川市国民健康保険条例第19条の5及び第22条の2並びに附則第43項から第49項までの規定は、令和4年度以後の年度分の保険料について適用し、令和3年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

(寝屋川市国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部改正)

3 寝屋川市国民健康保険条例の一部を改正する条例(令和3年寝屋川市条例第23号)の一部を次のように改正する。

第23条の改正規定を次のように改める。

第23条を次のように改める。

(未就学児の被保険者均等割額の減額)

第23条 当該年度において、その世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合(第4項に規定する場合を除く。)における当該未就学児に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第19条又は第19条の4の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た額(第19条第2項の規定により端数の切上げを行つた後の額とする。)を控除して得た額とする。

2 第19条第3項の規定は、前項に規定する額の決定について準用する。この場合において、第19条第3項中「保険料率」とあるのは、「額」と読み替えるものとする。

3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第19条又は第19条の4」とあるのは「第19条の5の5又は第19条の5の8」と、「第19条第2項」とあるのは「第19条の5の5第2項」と、前項中「第19条第3項」とあるのは「第19条の5の5第3項」と読み替えるものとする。

4 当該年度において、第22条の2に規定する基準に従い保険料を減額す

るものとした納付義務者の世帯に未就学児がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額とする。

(1) 第19条又は第19条の4の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に第22条の2第1項各号に規定する場合に応じてそれぞれ同項各号アに掲げる割合を乗じて得た額（第19条第2項の規定により端数の切上げを行つた後の額とする。）を控除して得た額

(2) 前号に掲げる額にそれぞれ10分の5を乗じて得た額（第19条第2項の規定により端数の切上げを行つた後の額とする。）

5 第19条第3項の規定は、前項に規定する額の決定について準用する。この場合において、第19条第3項中「保険料率」とあるのは、「額」と読み替えるものとする。

6 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第4項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第19条又は第19条の4」とあるのは「第19条の5の5又は第19条の5の8」と、「第19条第2項」とあるのは「第19条の5の5第2項」と、前項中「第19条第3項」とあるのは「第19条の5の5第3項」と読み替えるものとする。

寝屋川市消防団員等公務災害補償条例の 一部改正

寝屋川市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和4年2月24日提出

寝屋川市長 広瀬慶輔

寝屋川市条例第 号

寝屋川市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

寝屋川市消防団員等公務災害補償条例（平成 21 年寝屋川市条例第 24 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条ただし書を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に担保に供されている傷病補償年金又は年金である障害補償若しくは遺族補償を受ける権利は、この条例の施行の日以後も、なお従前の例により担保に供することができる。

市 道 の 廃 止

次の市道を廃止したいので、道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により議決を求める。

令和4年2月24日提出

寝屋川市長 広瀬慶輔

図面対照 番 号	路 線 名	起 終 点 先 地 番	
		起 点	終 点
A - 96	点野三丁目3号線	点野三丁目 653番41先から	点野三丁目 650番3先まで
A - 97	点野三丁目4号線	点野三丁目 662番13先から	点野三丁目 675番5先まで
D - 29	寝屋川公園駅前線	打上新町 1049番7先から	打上元町 292番2先まで

市 道 の 認 定

次の路線を市道と認定したいので、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により議決を求める。

令和4年2月24日提出

寝屋川市長 広瀬慶輔

図面對照 番 号	路 線 名	起 終 点 先 地 番	
		起 点	終 点
A - 96	点野三丁目3号線	点野三丁目 662番1先から	点野三丁目 751番17先まで
A - 97	点野三丁目4号線	点野三丁目 662番46先から	点野三丁目 743番3先まで
A - 678	点野三丁目23号線	点野三丁目 751番16先から	点野三丁目 751番11先まで
A - 679	木屋町11号線	木屋町 445番7先から	木屋町 446番11先まで
A - 680	木屋町12号線	木屋町 444番18先から	木屋町 442番3先まで
A - 681	緑町36号線	緑町 75番13先から	緑町 75番16先まで
A - 682	香里音羽線	音羽町 449番先から	寿町 53番3先まで
A - 683	香里田井線	田井町 139番5先から	香里南之町 25番2先まで

図面対照 番 号	路 線 名	起 終 点 先 地 番	
		起 点	終 点
A - 684	香里南線	香里南之町 57番2先から	香里南之町 101番8先まで
A - 685	香里遊歩道1号線	香里南之町 409番1先から	香里本通町 596番1先まで
A - 686	香里遊歩道2号線	香里南之町 115番2先から	香里南之町 385番2先まで
A - 687	香里北線	香里本通町 599番3先から	香里北之町 官有地先まで
B - 337	池の瀬4号線	池の瀬町 官有地先から	池の瀬町 1259番29先まで
C - 386	対馬江西9号線	対馬江西町 494番8先から	対馬江西町 494番4先まで
C - 387	上神田一丁目20号線	上神田一丁目 138番10先から	上神田一丁目 138番11先まで
C - 388	高柳二丁目6号線	高柳二丁目 353番7先から	高柳二丁目 340番1先まで
D - 29	寝屋川公園駅前線	打上新町 1205番3先から	打上元町 292番2先まで
D - 680	秦32号線	秦町 279番2先から	秦町 276番6先まで
D - 681	太秦元町11号線	太秦元町 551番3先から	太秦元町 551番7先まで
D - 682	打上新町7号線	打上新町 1324番9先から	打上新町 1324番5先まで
D - 683	打上新町8号線	打上新町 2007番先から	打上新町 2011番先まで
D - 684	明和二丁目14号線	明和二丁目 1005番4先から	明和二丁目 1006番6先まで

図面对照 番 号	路 線 名	起 終 点 先 地 番	
		起 点	終 点
D - 685	明和一丁目9号線	明和一丁目 1300番1先から	明和一丁目 1396番5先まで
D - 686	明和一丁目10号線	明和一丁目 1156番5先から	明和一丁目 1002番7先まで
D - 687	打上高倉線	打上新町 2015番1先から	高倉一丁目 650番3先まで
D - 688	寝屋南一丁目2号線	寝屋南一丁目 官有地先から	寝屋南一丁目 1661番1先まで
D - 689	新家二丁目8号線	新家二丁目 官有地先から	新家二丁目 743番20先まで
D - 690	新家二丁目9号線	新家二丁目 743番7先から	新家二丁目 747番8先まで